

(一社) 山口県臨床工学技士会
正会員 各位

(一社) 山口県臨床工学技士会 選挙管理委員会
岩国市医療センター医師会病院 ME 管理室 川崎 寿郎
片山クリニック 長松 剛史
(公印省略)

第 15 期内部役員の選挙に関する告示

現在の当会第 14 期内部役員は、令和 2 年度 総会後に任期を満了いたします。

よって、「定款」及び「組織運営規定」に則り、第 15 期内部役員の選挙を下記記載内容に準拠して実施いたします。

1. 改選すべき内部役員の定数

- ・理事の定数は、定款第 4 章第 25 条に基づき、会長 1 名 副会長 2 名以内を含む理事 5 名以上 10 名以内とする。

(監事 2 名の任期は 4 年の為、今回は監事の改選なし。次回、令和 4 年は監事の改選有)

- ・組織運営規定第 3 条により、理事の内、4 名を各ブロック選挙で選出するブロック理事、残りの 1 から 6 名を全県区で選出する全県区理事とする。

各ブロックの内訳は下記とする。

東部ブロック：岩国市、玖珂郡、柳井市、大島郡、熊毛郡、光市、下松市、周南市

中部ブロック：山口市、防府市、宇部市、

西部ブロック：下関市、山陽小野田市

北部ブロック：萩市、長門市、美祢市、阿武郡

2. 内部役員の任期

理事 2 年（定款第 4 章第 29 条）令和 2 年度 定時社員総会後から令和 4 年度 定時社員総会後まで

3. 立候補（被選挙権者）の条件

- ・立候補者は、組織運営規定第 3 条により、選挙告示現在会費を完納している正会員に限る。
- ・立候補者は、組織運営規定第 5 条により、ブロック選挙または全県区選挙のどちらか一方しか立候補できないものとする。
- ・ブロック理事への立候補者は、組織運営規定第 5 条により、就労先の地域を立候補地域とする。ただし、未就労や県外に就労している場合に限り、住居先の地域を立候補地域とする。

4. 選挙の執行日程

- ・選挙の告示日 令和 2 年 2 月 10 日
- ・立候補届け出締め切り日 令和 2 年 3 月 1 日
- ・立候補者氏名及び選挙公報の告示日 令和 2 年 3 月 8 日（当会HPにて告示）
- ・選挙投票日 令和 2 年 3 月 15 日（投票締切日 令和 2 年 3 月 31 日）
- ・開票、結果の開示日 令和 2 年度 総会

以上、第 15 期内部役員の選挙に関し、告示をします。

なお、今回の選挙に立候補をする場合、別紙の「山口県臨床工学技士会第 15 期内部役員選出選挙立候補届け出用紙」に、全ての事項を記載し捺印のうえ、立候補者本人が選挙管理委員会宛に、上記の立候補届け出締め切り日迄に、郵送にて送付してください。